2－2　地域密着型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 3時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	注 ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 個別送迎体制強化加算	注 入浴介助体制強化加算	注 事業所に同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	406単位	×70/100	×70/100	×70/100	3時間以上4時間未満の場合 ×50単位 4時間以上5時間未満の場合 ×100単位 5時間以上6時間未満の場合 ×150単位 6時間以上7時間未満の場合 ×200単位 7時間以上8時間未満の場合 ×250単位 8時間以上9時間未満の場合 ×300単位	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×93/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき ＋1単位	＋5/100	1日につき ＋51単位	1日につき ＋45単位	1月につき ＋200単位 ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋46単位	1日につき ＋56単位	1月につき ＋3単位	1月につき ＋8単位	1日につき ＋6単位	1日につき ＋6単位	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	栄養スクリーニング加算 1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	1日につき ＋210単位	1日につき ＋60単位	1日につき －34単位	片道につき －47単位
		要介護2	468単位																							
		要介護3	530単位																							
		要介護4	589単位																							
		要介護5	651単位																							
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	428単位																							
		要介護2	491単位																							
		要介護3	555単位																							
		要介護4	617単位																							
		要介護5	682単位																							
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	645単位																							
		要介護2	761単位																							
		要介護3	879単位																							
		要介護4	995単位																							
		要介護5	1,111単位																							
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	686単位																							
		要介護2	746単位																							
		要介護3	998単位																							
		要介護4	1,029単位																							
		要介護5	1,150単位																							
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	738単位																							
		要介護2	873単位																							
		要介護3	1,012単位																							
		要介護4	1,150単位																							
		要介護5	1,288単位																							
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	768単位																							
		要介護2	908単位																							
		要介護3	1,052単位																							
		要介護4	1,197単位																							
		要介護5	1,338単位																							
ロ 療養通所介護	(1) 3時間以上6時間未満		1,011単位																							
	(2) 6時間以上8時間未満		1,518単位																							

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 1日につき 18単位を加算	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 1日につき 12単位を加算	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 6単位を加算	
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6単位を加算	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×59/1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×43/1000	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×31/1000	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 1月につき ＋所定単位×0.90/100	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 1月につき ＋所定単位×0.60/100	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×12/1000	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×10/1000	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目